

1 民生委員・児童委員活動費

平成31年（2019年）10月より、活動費を下記のとおり増額する。

区市郡支庁会長	会長	一般	主任児童委員
14,300円（+300円）	9,200円（+200円）	8,800円（+200円）	8,800円（+200円）

2 民生委員・児童委員活動環境整備事業

民生委員・児童委員活動の充実を図ることを目的として、区市町村が行う、民生委員・児童委員の活動環境の整備に資する取組を柔軟に支援する。
また、民生委員・児童委員の業務に協力する民生・児童委員協力員を配置する区市町村を引き続き支援する。

＜事業の概要＞※地域福祉推進区市町村包括補助事業として実施

① 区市町村が行う民生委員の活動環境の整備に資する取組への支援【補助率1／2】

- 補助対象例
- ・近隣地区の委員同士がチームとなり、情報や経験、課題を共有しながら活動する班体制等支え合いの仕組みの立ち上げ・運営
 - ・地域の民生委員を知ってもらう住民向けパンフレットや、
 - ・なり手の確保や活動の周知の課題に対して民生委員の活動内容ややりがいなどを紹介する候補者・推薦機関向けパンフレット、
 - ・子育てサロン・地域の見守り等、様々な活動を行っていることを知ってもらい、児童虐待の防止等に資する子育て支援機関・子育て家庭向けパンフレットの作成経費
 - ・高齢・子供・障害等の所管別・分野別に整理した、わかりやすい活動マニュアルの印刷経費

上記の対象例のほか、民生委員の負担軽減に向けて、地域の実情に応じて有効な取組を行った場合、補助協議の対象となる。

○ 補助基準額（民生委員・児童委員定数（主任含む）に応じて設定）

定数（人）	～99	100～199	200～299	300～399	400～499	500～
補助基準額（千円）	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000

② 民生・児童委員協力員事業への支援【補助率10／10】

○ 補助基準額（現行の基準額を維持）

1ポイント＝千円

＜区市町村基本額＞	1 区市町村あたり145.98ポイント（年額）	＜活動費＞	1人あたり4.3ポイント（月額）
＜単位民児協加算費＞	1 単位民児協あたり18.54ポイント（年額）	＜ボランティア活動保険加入費＞	1人あたり0.3ポイント（年額）